

中間市議会事務局設置条例

(設置)

第1条 中間市議会に事務局を置く。

(事務処理)

第2条 事務局は、市議会に関する一切の事務を処理する。

(組織)

第3条 事務局に、事務局長、書記その他の職員を置く。

(事務分掌)

第4条 事務局長は、議長の命を受け議会の庶務を掌理し書記その他の職員を指揮監督する。

2 書記その他の職員は上司の指揮を受け、議会の庶務に従事する。

(職務代理)

第5条 事務局長に事故あるときは、上席の書記がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例で定めるもののほか、必要なる事項は議長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和34年4月1日から施行する。